

算(第2号)

補正は年度末の精査によるものです。

▽議案第24号

平成22年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

補正は年度末の精査と、幌延下水道管理センター維持運営基金積立金1億579万9千円新規計上です。

▽議案第25号

平成22年度幌延町立病院事業会計補正予算(第3号)

年度末の精査によるものです。

▽議案第26号

幌延町立診療所条例の設定について

幌延町立診療所の設置及び管理についての条例を設定しました。

なお、この条例は平成23年10月1日から施行します。

▽議案第27号

幌延町立診療所特別会計条例の設定について

診療所の運営にむけて、特別会計を設置しました。

▽議案第28号

幌延町立歯科診療所の設置及び管理に関する条例の設定について

町立病院の診療所化に伴い、1条北2丁目に町立歯科診療所を設置するため、その運営管理などに必要な条例を設定しました。

▽議案第29号

議案第36号
平成23年度幌延町一般会計予算

平成23年度幌延町国民健康保険特別会計予算

平成23年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度幌延町介護保険特別会計予算

平成23年度幌延町簡易水道事業特別会計予算

平成23年度幌延町下水道事業特別会計予算

平成23年度幌延町立病院事業会計予算

平成23年度幌延町立診療所特別会計予算

療所特別会計予算

詳細は2〜4ページをご覧ください。

▽意見案第1号

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

一般質問

鷺見 悟 議員

① 選挙公約と平成23年度執行方針について

齋賀 弘孝 議員

① 2期8年で幌延の第一次産業酪農はどのような現状であるか
② 選挙公約について

行政報告

- ・北星園の民営化について
- ・定住自立圏形成協定について
- ・町制施行50周年・宗谷管内移管記念事業について
- ・第5次幌延町行政改革大綱「ほろのべ自律プラン」の策定について

教育行政報告

- ・学校教育活動について

役場庁舎の目的外使用の使用料をお知らせします

平成23年4月1日より、幌延町役場庁舎の大会議室、小会議室、和室を使用する場合の使用料が下記のとおりとなります。

役場庁舎使用料 (1時間につき)

室名	使用料区分	昼間	夜間
大会議室	使用料	1,450円	2,330円
	暖房料	570円	570円
小会議室	使用料	790円	1,270円
	暖房料	310円	310円
和室	使用料	1,040円	1,670円
	暖房料	410円	410円

※昼間とは午前9時から午後5時までで、夜間とは午後5時から午後9時までです。

※暖房料の加算は、10月1日から翌年4月30日までとします。ただし、この期間外でも実際に使用した場合は加算されます。

※町外者の使用及び営利行為の使用は2倍の額となります。

なお、町内の公共的団体が公益の事業に使用する場合は、使用料は免除となります。また、町外の公共的団体が公益の事業に使用する場合は、使用料は軽減されます。

詳しくは、総務課総務グループへお問い合わせください。電話 5-1111